

令和5年度 包括外部監査措置結果報告書

交通関連事業（道路・市営バス）に関する財務事務について
＜監査テーマ＞

監査テーマ	令和5年度	交通関連事業（道路・市営バス）に関する財務事務について
-------	-------	-----------------------------

No.	1
-----	---

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(総論)		
	中 分 類	交通関連事業全体		
	小 分 類	0-① 総合交通戦略と地域公共交通計画策定の一体的な策定に向けた対応について		
所管部課		都市創造部 都市づくり推進課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		現在取り組んでいる「高槻市総合交通戦略」の改定について、次の3つの事項を提言したい。 (i) 交通環境の著しい変化に応じた適切な時期における改定の実施 総合交通戦略策定の手引きでは、実施期間を5～10年程度、地域公共交通計画等作成の手引き」では計画期間を原則5年程度とされていることから、改定にあたっては適切な時期に見直しを行うことが望まれる。 (ii) 施策評価とモニタリング指標の連繋 市の交通政策の特徴を表すようなモニタリング指標の設定を期待したい。 (iii) 交通関連部署が一体となった交通施策の推進 市内の交通関連部署が一体となって積極的な交通施策を実施されたい。また、まちづくりと一体となった交通施策を展開していく中、現状の組織体制で問題が生じた場合は必要な措置を検討されたい。		
報告書該当ページ	P.31			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		(i) 計画期間については、総合交通戦略策定の手引きや地域公共交通計画等作成の手引きを参考に、附属機関である高槻市地域公共交通協議会において、原則5年とし取り組んでいる。 (ii) 評価指標については、意見にも記載のある手引き等を参考に高槻市地域公共交通協議会で議論の上、決定するものとしている。 (iii) これまでも管理課や交通部など関係部署が参画した市内検討会議を開催し、計画の改定に取り組んでおり、今後も同様の取組を進めていく。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(総論)		
	中 分 類	交通関連事業全体		
	小 分 類	0-① 総合交通戦略と地域公共交通計画策定の一体的な策定に向けた対応について		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		市は交通関連事業を推し進めていくための総合的な方針として、総合交通戦略と地域公共交通計画の一体的な策定に向けて検討を始めているが、市が取り組むべき対応等、以下の3点について提言する。 (i) 交通環境の著しい変化に応じた適切な時期における改定の実施 (ii) 施策評価とモニタリング指標の連繫 (iii) 交通関連部署が一体となった交通施策の推進		
報告書該当ページ	P.31			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		交通部では、令和2年12月に策定した「市営バス経営戦略」が令和6年度で計画期間の4箇年目となるが、策定から3～5年で適切な見直しを行うことを求める総務省発出の通達等を踏まえ、令和7年度までの2箇年で本経営戦略の改定を行う方針としている。 本経営戦略の改定においては、市営バスが本市の地域公共交通確保に係る重要なインフラであることを踏まえ、市が取り組む総合交通戦略と地域公共交通計画の一体的な策定との連携に配慮する。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(総論)		
	中 分 類	交通関連事業全体		
	小 分 類	0-② 新交通に関する積極的な研究の実施とEBPMの活用について		
所管部課		都市創造部 都市づくり推進課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		交通に関する技術は近年、目まぐるしく変化、向上しており、市は引き続き新交通に関する研究を続けていくとともに、市営バスによって収集したプローブデータを活用することにより、総合交通戦略と地域公共交通計画の一体的な策定においてもEBPMの手法を取り入れ、より合理的かつ透明性の高い計画にすることが望まれる。		
報告書該当ページ	P.38			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		総合交通戦略の改定にあたっては、プローブデータをはじめとした様々なデータを活用し、現状分析を行った上で計画策定に取り組んでいる。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(総論)		
	中 分 類	交通関連事業全体		
	小 分 類	0-② 新交通に関する積極的な研究の実施とEBPMの活用について		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		自動運転等の先進技術の活用に関して、市はコンサルティング会社との共同研究に係る連携協定を締結し、今後は、技術進歩等の状況に応じ、次期計画への位置づけについて検討するとのことである。 令和4年度からの新たな研究では、市営バスの一部車両に「ETC2.0 車載器」を取り付け、プローブデータを取得することにより、道路の渋滞箇所やヒヤリハット箇所の特定等、市営バスの効率的かつ安全な運行を実現するための分析や検討を行っているという。 市は引き続き新交通に関する研究を続けていくとともに、市営バスによって収集したプローブデータを活用することにより、総合交通戦略と地域公共交通計画の一体的な策定においてもEBPM(客観的なデータ等に基づいた政策立案)の手法を取り入れ、より合理的かつ透明性の高い計画にすることが望まれる。		
報告書該当ページ	P.38			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		交通部としては、市営バス事業に関連する新交通に関する研究等について、引き続き、市の交通政策との連携による深度化に取り組む。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(総論)		
	中 分 類	交通関連事業全体		
	小 分 類	0-③ 各交通施策に対する適切かつ公平な資源配分について		
所管部課		都市創造部 都市づくり推進課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		市民の交通手段を適切に確保するには、様々な交通施策について検討を要するため、市においては、市民にとって必要な交通手段を将来にわたって継続的に維持できるよう、各交通施策に対する限りある資源の適切かつ公平な配分について引き続き検討されたい。		
報告書該当ページ	P.39			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		平成28年度に総合交通戦略を策定し、持続可能な都市構造を支える交通体系の確立に向け取り組んできた。今後改定を予定している総合交通戦略においても、引き続き取組みを進める。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	交通関連事業全体		
	小 分 類	0-③ 各交通施策に対する適切かつ公平な資源配分について		
所管部課		都市創造部 管理課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		バス事業は公営企業化され、市からの補助も他会計補助金として明確に示されているが、駐車場や自転車駐車場は一般会計において運営されており、一般会計の負担の状況が明確ではない。駐車場事業や自転車駐車場事業においては公営企業化している自治体もあるが、独立採算によらず、一般会計による運営であっても、多種多様な交通利用者における市の負担や利用者の自己負担の状況などを適切に把握し運営する必要がある。		
報告書該当 ページ	P.39			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に 記載してください		駐車場事業や自転車駐車場事業においては、指定管理者制度を導入しており、毎年度、各施設の利用状況や収支状況について把握しておりますが、今後も施設の更新等に必要な資金を考慮し、市の負担や利用者の自己負担の状況の把握に努めてまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(総論)		
	中 分 類	交通関連事業全体		
	小 分 類	0-③ 各交通施策に対する適切かつ公平な資源配分について		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		現状、市内では市営バスのほか、民間事業者が2社運行しているが、経済効率性のみを判断基準に路線の改廃を進めていくことは公共の福祉に資するものではなく、バス以外の交通手段を持たない市民のために一定の路線を確保することなどは全体の交通施策において課題の1つと考える。 市民の交通手段を適切に確保するには、様々な交通施策について検討を要するため、市においては、市民にとって必要な交通手段を将来にわたって継続的に維持できるよう、各交通施策に対する限りある資源の適切かつ公平な配分について引き続き検討されたい。		
報告書該当 ページ	P.39			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的 に記載してください		交通部としては、市の交通政策に係る資源配分の方針を踏まえ、適宜、適切に市民にとって必要な交通手段の確保に取り組む。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(総論)		
	中 分 類	交通関連事業全体		
	小 分 類	0-④ 交通関連事業に關与する労働者の保護と労働規制に關する対応について		
所管部課		都市創造部 道路課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		令和6年4月から、道路建設を担う建設労働者にも時間外労働の上限規制等が適用される。 市においては道路建設における工期の遅れが出ないように適切な指導や工期管理を行うとともに、時間外労働の上限規制を順守し、これら交通施策を担う労働者の労働環境向上に向けた取組に一層努力されたい。		
報告書該当ページ	P.41			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		市発注工事においては、労働基準法の改正や国の「建設業働き方改革加速化プログラム」を踏まえ、令和6年4月1日より「週休2日工事」を実施し、労働環境の向上に取り組んでまいります。 また、週休2日工事における工期については、国・府の基準書等により、引き続き適切に設定してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	交通関連事業全体		
	小 分 類	0-④ 交通関連事業に関与する労働者の保護と労働規制に関する対応について		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		時間外労働の上限規制等を定める働き方改革関連法が平成31年4月から施行されたが、道路建設を担う建設労働者やバス事業を担うバス運転手については時間外労働の上限規制等の適用が猶予されていた。令和6年4月からの適用後にはさらなる人手不足が生じる可能性が高い。 道路建設における工期の遅れやバス事業の継続的な運営に支障が出ないように適切な指導や工期・運行管理を行うとともに、時間外労働の上限規制を順守し、これら交通施策を担う労働者の労働環境向上に向けた取組に一層努力されたい。		
報告書該当ページ	P.41			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		交通部においては、引き続き、運転士に係る改善基準等を遵守しながら、適正な労務管理に取り組む。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部都市づくり推進課		
	小 分 類	1-① 高槻市総合交通戦略における個別事業の進捗確認について		
所管部課		都市創造部 都市づくり推進課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		市総合交通戦略では交通施策の進捗状況を年1回、市総合交通戦略に関する推進会議で確認している。しかし、大阪府警が事業の推進主体となっている事業について、進捗確認の資料に「実施なし」と記載されているものがあつた。 市では「事業として挙げているが、地域の実情に応じて対応している」としているが、「実施なし(地域の実情に応じて適宜検討)」と補足するなど、市総合交通戦略の進捗管理に事業の趣旨や方向性ができる限り正確に伝わるよう、反映していくことが望まれる。		
報告書該当 ページ	P.57			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に 記載してください		地域の実情に応じて適宜検討を行うものとする旨を進捗状況等調査票に注釈として記載した。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年3月15日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部都市づくり推進課		
	小 分 類	1-② 高槻市総合交通戦略におけるモニタリング指標の公表について		
所管部課		都市創造部 都市づくり推進課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		モニタリング指標において、市民アンケート調査を利用する指標があったが、交通手段の満足度を問う質問について、当初18項目あったものが直近の調査では17項目へ変更があったため、一部単純に比較することができなくなっている。 今後、モニタリング指標の確認においては、庁内関係課と綿密な調整を行うとともに、総合交通戦略の見直しにおいては、時系列で比較可能なデータが収集できるようなモニタリング指標を設計することが望まれる。		
報告書該当 ページ	P.58			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に 記載してください		アンケート項目が変更になったため、一部単純に比較することはできないが、その他のアンケート内容から概ね良好な結果が得られたと判断している。 なお、現在改定中の総合交通戦略においては、高槻市地域公共交通協議会で議論の上、適切なモニタリング指標を定めるよう取組を進める。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部都市づくり推進課		
	小 分 類	1ー③ 高槻市総合交通戦略におけるモニタリング指標確認結果の公表について		
所管部課		都市創造部 都市づくり推進課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		市総合交通戦略では、モニタリング指標の確認結果をインターネットの市ホームページで公表しているが、令和4年度の公開は年度開始から4か月半が経過している。市総合交通戦略では、市民にも施策への理解・協力・参画の形で主体的に関わることが求められていることを鑑みると、今後は年度開始後、できるだけ早い段階にモニタリング指標の確認結果の公表が望まれる。		
報告書該当ページ	P.59			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		令和5年度分については、3月中旬に実施した高槻市総合交通戦略に関する推進会議においてモニタリング指標の結果を確認し、速やかにHPでの公表を行った。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部都市づくり推進課		
	小 分 類	1－④ JR高槻駅北東地区関連事業の検査結果の通知と記録について		
所管部課		都市創造部 都市づくり推進課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		JR高槻駅北東地区関連事業の業務委託契約において、月末ごとに受注者から業務完了届を受理後、検査を行い、合格の場合に当該月分の業務委託料を支払うこととなっているが、将来的に契約内容等の決裁関係書類が必要となる可能性等を踏まえ、検査結果の通知を文書で行うか、従来通り口頭で行う場合は、記録を残すことも参考に検討されたい。		
報告書該当ページ	P.59			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		検査結果通知について、口頭での通知ではなくメールによる通知に変更することとし、通知したメールをデータで保存することで、通知詳細(通知日・通知の相手先)の記録を残すこととした。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年5月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部都市づくり推進課		
	小 分 類	1-⑤ 公共交通事業者特別応援金給付事業の申請内容の周知について		
所管部課		都市創造部 都市づくり推進課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		公共交通事業者特別応援金給付事業では、介護タクシー事業者からの申請率が低い実績となっている。これは、介護タクシー事業者が事業者団体に所属しておらず、情報が充分に行き渡っていないことが要因と考えられる。今後、同様の制度を創設する場合は、関係団体や事業者へのヒアリングなどによる検証を行った上で、あらゆる手段を活用し周知を検討されたい。		
報告書該当 ページ	P.59			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に 記載してください		電話での個別周知を行うなど、あらゆる手段を活用し、周知を行ってきたが、今後同様の制度を創設する場合には、周知方法について再度検討を行うこととする。 なお、本給付事業は臨時的な事業であり、現在は事業が終了している。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部都市づくり推進課		
	小 分 類	1-⑥ 公共交通事業者特別応援金給付事業の申請内容の確認について		
所管部課		都市創造部 都市づくり推進課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		給付事業等を実施する際には、不正受給防止の観点から、申請書類だけで判断するのではなく、運輸局への問い合わせや実地検査など、必要に応じて申請書類とは異なる手法も組み合わせて確認されたい。		
報告書該当ページ	P.60			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		本給付事業では、大阪運輸支局へ営業車両登録台数を問い合わせの上、申請書と齟齬がないかを確認し、給付決定を行っている。今後も同様の制度を創設する場合には、申請書類と異なる手法も組み合わせ不正受給防止に取り組む。 なお、本給付事業は臨時的な事業であり、現在は事業が終了している。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部管理課		
	小 分 類	2-① 市立自転車駐車場における放置物等の取扱いについて		
所管部課		都市創造部 管理課	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		市立高槻駅北第2自転車駐車場において放置されていると見受けられるビニール傘が散見された。他の自転車駐車場では長期間放置されている傘は一定期間保管後処分しているとのことであるが、放置物の取扱いに関する統一した基準は設けられていない。張り紙等により利用者に注意喚起するとともに、長期間放置されている傘は一定期間経過後、移動及び処分する等自転車駐車場における放置物等の取扱いに関する統一した基準を設けられたい。		
報告書該当ページ	P.80			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		自転車駐車場の管理運営は指定管理者が行っていますが、施設における傘等の放置物については所有者に速やかに撤去するよう張り紙等により勧告を行い、撤去がなされない場合には遺失物法の規定に基づき放置物を警察署に提出する旨の基準を設けました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年6月15日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部管理課		
	小 分 類	2-② 市立高槻駅北地下自転車駐車場で使用する現金在高表の書式について		
所管部課		都市創造部 管理課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		現金在高を確かめる際には、現金を貨幣と紙幣に分け金種別に枚数をカウントして合計金額を計算する必要があることから、当該自転車駐車場においても他の自転車駐車場で使用している金種別の記入欄がある現金在高表を用いるべきである。		
報告書該当ページ	P.81			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		自転車駐車場の管理運営は指定管理者が行っていますが、当該自転車駐車場における現金在高の確認にあたっては、他の自転車駐車場において使用している金種別記入欄のある書式により行うよう、指定管理者に対し指導いたしました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和5年10月26日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部管理課		
	小 分 類	2-③ 市立自転車駐車場使用料の原価算定における減価償却費について		
所管部課		都市創造部 管理課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		市立自転車駐車場使用料の原価計算においては、大規模修繕等の資本的支出から生じる減価償却費は原価計算の範囲に含めておらず、将来の建替えのための建設資金相当額についても考慮されていないことから、次回の使用料改定時には、大規模修繕や建替え時に必要とされる建設資金相当額も考慮して原価計算を行い、将来の資金不足を招かないように留意されたい。		
報告書該当ページ	P.81			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		大規模修繕等の資本的支出については、自転車駐車場料金精算機の導入等を指定管理者が実施する場合もあることから、減価償却費の正確な計算は容易ではないが、今後の使用料改定の検討にあたっては、大規模修繕等の費用を含めた原価計算を行ってまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部管理課		
	小 分 類	2-④ 市立自転車駐車場の大規模修繕や建替えのための資金の確保について		
所管部課		都市創造部 管理課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		市立自転車駐車場は、竣工から 40 年以上経過したものもあり、近いうちに大規模修繕や建替えが必要となることが予測される。 公共施設の大規模修繕や建替えに必要な資金については、公共施設等総合管理基金において確保されているとのことだが、市の自転車人口や自転車駐車場利用者の多さを踏まえると、市立自転車駐車場の大規模修繕や建替えに備えて一定の資金を確保しておくことが望まれる。		
報告書該当 ページ	P.81			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		今後も引き続き、施設の大規模改修や更新等にかかる必要な資金を、使用料収入相当額及び他の財源も想定し、公共施設等総合管理基金において確保していくとともに、各自転車駐車場の利用者ニーズや個別施設計画における建物、設備の劣化状況の把握に努めてまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部管理課		
	小 分 類	2-⑤ 自転車に関する事業を交通政策の一環として取扱うことについて		
所管部課		都市創造部 管理課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		交通政策は自動車、自転車、市バス、鉄道、その他を一体として交通手段ととらえ、道路や規制当局等との関係を包括的に捉えて、市全体の交通政策を策定していくことが求められる。これにより、同時に多くの利害関係者を考慮し、市民の利便性と安全性を勘案した施策の実施が期待できる。 しかし、多くの交通政策を都市づくり推進課が所管している中で、自転車まちづくり向上計画(改訂版)等に関する事業は管理課の所管となっている。今後は、自転車に関する事業も市総合交通戦略等を含めて、包括的に交通施策を推進されたい。		
報告書該当ページ	P.82			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		自転車まちづくり向上計画(改訂版)等は、市総合交通戦略等を上位計画として自転車施策に特化することにより、自転車に関する安全運転啓発や駐輪場の管理運営、放置自転車対策など、多岐にわたる事業によりきめ細やかに対応し、安全で快適な自転車利用環境の創出に取り組んでおります。 自転車まちづくり向上計画(改訂版)等と市総合交通戦略は相互に進捗管理をし、今後もより一層、交通政策に関わる関係部局と十分に情報共有し、連携を取りながら交通施策を推進して参ります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部管理課		
	小 分 類	2-⑥ 自転車まちづくり向上計画等の改訂内容とその経緯が分かる改訂版の記載について		
所管部課		都市創造部 管理課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		自転車まちづくり向上計画及び自転車まちづくり実行計画(いずれも改訂版を含む。)では、改訂前の計画目標とその実績の比較結果、追加した事業と終了した事業が一目ではわからない記載であった。 この状態では、一般市民には、何がどの理由でどのように変更されたのかがよく分らないと考えられ、どの箇所が変更されたかを知るためには相当の時間を要することになる。さらに、市は各事業の進捗管理を行っているが、この記載内容では進捗管理を行っていることが市民に伝わらない。 市政を市民に分かりやすく伝え、事業の変更の理由を伝えるためにも、改訂前の計画目標とその実績の比較結果や、追加した事業と終了した事業を一覧で明記することが求められる。		
報告書該当 ページ	P.82			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に 記載してください		自転車まちづくり向上計画(改訂版)、自転車まちづくり実行計画(改訂版)の進捗については、市自転車利用環境庁内推進会議にて管理しており、その結果を市ホームページにて公開します。また、次回の計画見直しの際には、変更内容や理由がわかりやすい構成を検討し市ホームページにて公開することにより、市政を市民にわかりやすく伝えて参ります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部道路課		
	小 分 類	3-① 委託業務における再委託の承認手続について		
所管部課		都市創造部 道路課	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		令和4年度の委託契約のうち、抽出した3件(「女瀬川右岸1号線ほか河川維持業務」、「芥川左岸1号線ほか河川維持業務」及び「芥川左岸1号線ほか河川維持業務」と、「中小路津之江線ほか樹木伐採業務」について、いずれも委託先から『再委託(下請負)届出書』は提出されているが、市による再委託の承諾を確認できる書面は確認できなかった。 再委託の承認手続において書類に不備がないよう留意されたい。		
報告書該当 ページ	P.100			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に 記載してください		令和6年度の委託業務から承諾書を発行するよう是正しました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部道路課		
	小 分 類	3-② 中小路津之江線ほか樹木伐採委託業務の完了結果報告書における記載誤りについて		
所管部課		都市創造部 道路課	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		「中小路津之江線ほか樹木伐採委託契約」において、完了検査結果報告書の履行期間の記載が、『令和5年11月28日～令和5年3月31日』となっており、『令和4年11月28日から令和5年3月31日』の誤りであった。 履行確認の関係書類であり、記載誤りがないよう、注意すべきである。		
報告書該当ページ	P.100			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		履行確認書の記載誤りがないように確認を徹底します。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部道路課		
	小 分 類	3-③ 各種長寿命化計画の公表について		
所管部課		都市創造部 道路課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		総管理計画で示される「インフラ長寿命化基本計画の体系図」では、公共施設等の最適化のために、総管理計画と個別施設ごとの具体の対応方針としての個別施設計画が一体となって機能することが想定されているが、市のホームページには総管理計画は掲載されていたものの、道路計画、橋梁計画及び舗装計画が掲載されていなかった。 道路施設の長寿命化の進捗や将来見込まれるコストの縮減への取組については市民の関心も高いと考えられ、また、府内の他の中核市において、ホームページにおける公表の範囲はそれぞれ異なっているものの、橋梁に係る計画は全ての市のホームページに掲載されている。 市においても、道路計画、橋梁計画及び舗装計画をホームページに掲載することを検討されたい。		
報告書該当ページ	P.100			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		現在、市ホームページへの各種長寿命化計画の掲載内容等について検討しております。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部道路課		
	小 分 類	3-④ 高槻市橋梁長寿命化修繕計画の記載内容の充実について		
所管部課		都市創造部 道路課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		「意見3-③ 各種長寿命化計画の公表について」を受けて、今後、橋梁計画をホームページに掲載するのであれば、それぞれの計画において記載されているコストの対象となる橋梁の関連性や、多数を占める通常保全型の橋梁の状況やコストに関する情報についても分かりやすく説明する必要があると考える。		
報告書該当ページ	P.101			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		橋梁長寿命化計画を市のホームページに掲載する場合は、橋梁の状態等についても分かりやすく整理します。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部道路課		
	小 分 類	3-⑤ 舗装個別施設計画の記載内容の見直しについて		
所管部課		都市創造部 道路課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		舗装の維持管理における点検・診断については、道路計画で舗装区分を設け方針が定められている一方、舗装計画では別の分類で管理基準等が設定されているが、両計画における分類がどのように対応するのか、いずれの計画にも明確な記載がなかった。また、計画に記載の管理手法が実態に即していない点もあるとのことであった。 舗装計画は、計画期間が5年間であり、令和6年度以降を計画期間とする新たな計画が策定される予定である。現計画における道路計画との関連性や対策内容と実施時期についての課題を解消した上で、新たな計画を策定することが求められる。		
報告書該当ページ	P.103			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		計画の改定に合わせ、各計画の整合を図ってまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部道路課		
	小 分 類	3-⑥ 郵便入札適用案件の拡大について		
所管部課		都市創造部 道路課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		道路課で実施される入札において、新しい取組として、令和5年度に入り郵便入札を試行的に実施しているとのことである。 課題を整理した上で、対象案件を拡大することを検討されたい。		
報告書該当ページ	P.104			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		試行により把握できたメリットとデメリットを整理・検討した結果、メリットが大きいと思われる案件については導入することとしました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部道路課		
	小 分 類	3-⑦ 予定価格及び最低制限価格の事前公表について		
所管部課		都市創造部 道路課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		契約検査課が発注する建設工事については、令和5年度以降、原則全ての案件で最低制限価格を事後公表とすることに変更している。 道路課が発注する委託業務については、契約検査課の入札契約制度に基づき、最低制限価格を事前公表としているが、建設工事において最低制限価格を事後公表することによる弊害が特に認められないようであれば、事後公表の対象を建設工事以外に拡大することについて検討されたい。		
報告書該当 ページ	P.104			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☒ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		予定価格、最低制限価格ともに公表のタイミングについては、契約検査課の入札制度に準じているため、実施は困難です。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部道路課		
	小 分 類	3-⑧ 設計図書への再委託を禁止する部分等の明記について		
所管部課		都市創造部 道路課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		市のホームページに掲載されている土木設計業務等委託契約書(標準書式)においては、一括再委託等の禁止について、「主たる部分」、「主たる部分以外で再委託を禁止する部分」及び「承諾を要しない軽微な部分」を設計図書において指定する旨が記載されているが、今回監査対象とした契約の設計図書の一部において、これらの事項が明記されていなかった。 未記載であった委託契約については、契約書の一括再委託の禁止の条項における区分に即して、対象となる業務を明記しておくべきである。		
報告書該当 ページ	P.105			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に 記載してください		市の土木設計業務等委託契約書を使う業務については、特記仕様書の文言を修正して「主たる部分」がわかるよう修正しました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部道路課		
	小 分 類	3-⑨ 制限付一般競争入札における次順位者の確定の必要性について		
所管部課		都市創造部 道路課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		令和4年度高槻市道路橋定期点検業務委託においては開札時に次順位者が確定されていたが、高槻市道路施設図面・資料作成及び調査等業務委託においては落札候補者のみが確定され、次順位者は確定されていなかった。落札候補者が不適格となる可能性が全くなかったといえないのであれば、次順位者を確定しておく必要があったと考えられる。		
報告書該当 ページ	P.105			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に 記載してください		意見を受け、改めて次順位者の確定について検討した結果、契約検査課の入札手順に準じ、次順位者を決定するタイミングは、「開札時ではなく、落札候補者が不適格となった時点で決定する」手順に統一することにしました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部道路課		
	小 分 類	3-⑩ 道路整備における費用便益分析の活用について		
所管部課		都市創造部 道路課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		令和4年度委託の「萩之庄梶原線国道アクセスに係る基本検討業務」において、費用便益分析が行われたが、A案、B案2つの道路構造を設定した上で、周辺地区に集客施設が整備される場合とされない場合に分け、4つのパターンに分類して、共用後50年間の便益と費用を比較している。 本業務における検討結果は、一義的には道路構造の選択に係る意思決定に活用されるものと考えられるが、集客施設を整備する場合には、その整備後の事後評価への活用の可能性についても検討することが望まれる。		
報告書該当ページ	P.106			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		本業務で実施した費用便益分析は、当該地に最適な道路構造を計画するために、様々な観点から比較検討する要素の一つとして行ったものであるが、今後、集客施設を整備する場合には、必要に応じて、事後評価への活用についても検討してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	都市創造部道路課		
	小 分 類	3-⑪ 高槻市市内一円街路樹管理業務における契約単価の適用について		
所管部課		都市創造部 道路課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		街路樹管理業務の単価契約における「高木剪定」の単価は、夏季と冬季で異なるが、いずれの単価を選択すべきかについての考え方は、市場単価土木コスト情報を参考に定めている。 市は、現場で1本ずつ木の選別を行い発注しているとのことであったが、夏季と冬季の剪定基準を明確にし、発注や履行確認などの手順を合理化することを検討されたい。		
報告書該当ページ	P.107			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		発注や履行確認などの手順を合理化することを検討します。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	交通部(総務企画課・運輸課)		
	小 分 類	4-① 取得価額が計上基準額未満の工具器具備品の固定資産計上について		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		工具器具備品の固定資産計上について、高槻市自動車運送事業会計規程では、耐用年数が1年以上かつ取得価額10万円以上のものに限るとされているが、取得価額が10万円未満の工具器具備品が固定資産計上されているもの等が発見された。 今後は、会計規程の定めに従い、耐用年数が1年以上かつ取得価額10万円以上のものに限り固定資産計上する必要がある。		
報告書該当ページ	P.134			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		ご指摘の資産については、速やかに資産の除却処理を実施した。今後は会計規程に基づき、適切な計上に努める。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和5年12月28日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	交通部(総務企画課・運輸課)		
	小 分 類	4-② 高槻市生活交通路線維持事業補助金の算定について		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		高槻市生活交通路線維持事業補助金の算定にあたり、本市の1人1月当たり給与額の算定基礎となる対象給与額は、国土交通省の統計資料の給料及び手当(賞与含む)の計上額を参照している。当該資料における市の対象給与額には、賞与引当金繰入額が含まれておらず、他社局では同繰入額が含まれていることから、当該指標を参照するにあたっては、他社局での計上と同様にすることが適当である。 交付要綱の定めに従い、適切に「人件費を前年度の京阪神ブロック民間バス事業者平均給与に置き換えて算出」するため、賞与引当金繰入額を含めて1人1月当たり給与額を算定すべきである。		
報告書該当ページ	P.135			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		交通部として、補助金の算出において、民間バス事業者と給与額の計上基準をあわせることがより適切であると判断し、当該方法を採用した令和3年度以降の補助金額を算定し直した。 結果として、既に受領済である過年度補助金額との差額を市の一般会計に返金するとともに、令和5年度分についても、見直し後の算出方法に基づく補助金額とした。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年2月28日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	交通部(総務企画課・運輸課)		
	小 分 類	4-③ 退職給付引当金の必要に応じた試算について		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		地方公営企業会計における退職給付引当金の算定については、過去に所属した職員及び現在所属している職員の期末要支給額を適切に期間按分することに行うことが原則であり、「人員構成等に大きな違いがない場合は、(中略)現在所属している職員の、一般会計負担分を控除する前の期末要支給額を採用することも可能」であるが、人員構成等に大きな違いがないことについての合理性の検証はされていなかった。原則的な方法で期末要支給額を算定したところ、現状の算定方法における期末要支給額との差異に重要性は低いと考えられるが、必要に応じて試算し、退職給付引当金計上額の妥当性を継続的に検討することが望まれる。		
報告書該当ページ	P.136			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		人員構成に大きな違いが生じた場合は、退職給付引当金計上額の妥当性を検討することとし、引き続き、適切な引当金の計上に努める。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	交通部(総務企画課・運輸課)		
	小 分 類	4-④ 年度末に実施している固定資産実査の明文化について		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		固定資産の管理について、市営バス事業では令和2年度以降、毎年度末に車両を除く固定資産の実査を実施しているものの、定期的な実施についての会計規程等による明文化された定めはない。固定資産の使用状況、保全状況を把握し、適正に管理し続けるため、毎年度の固定資産実査の実施についても会計規程等において明文化することが望まれる。		
報告書該当ページ	P.137			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		既存の事務マニュアルである「予算作成、予算執行状況確認手順書」に「資産確認」項目を追加することで、実施時期及び実施内容の明文化を図った。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和5年12月6日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(総論)		
	中 分 類	交通部(総務企画課・運輸課)		
	小 分 類	4-⑤ 赤字路線の収支改善について		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		赤字路線の収益性を早期に、効率的に改善することで、市営バス事業全体の経営状況を改善し、もって公営企業経営の大原則である「受益者負担に基づく独立採算」を可能な限り実現するため、特に収益性の悪い「柱本・三島江線」の収支改善策の検討を、山間3路線の検討状況に応じて優先的に実施するなど、客観的合理性のある優先順位付けを行う等、赤字路線の収益性の改善をより一層計画的に推進することが望まれる。		
報告書該当ページ	P.137			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		市営バス路線の再編検討においては、経済合理性の観点に加え、交通まちづくりや道路整備等の外的要因も重要となるため、現行の「市営バス経営戦略」に基づき、適切に対応している。路線の再編方針や実施スケジュール等については、「市営バス経営戦略」を改定する中で、必要に応じて検討する。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(総論)		
	中 分 類	交通部(総務企画課・運輸課)		
	小 分 類	4-⑥ 運賃体系の見直しの検討について		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		受益者負担の観点や対キロ区間制運賃が導入されている路線との公平性の観点から、特に乗客一人当たり乗車キロが長い路線については、対キロ区間制運賃の導入など運賃体系の見直しの必要性について検討することが望まれる。		
報告書該当ページ	P.139			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		運賃体系の見直しについては、「市営バス経営戦略」を改定する中で、必要に応じて検討する。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	交通部(総務企画課・運輸課)		
	小 分 類	4-⑦ 職員(運転手)待遇の継続的な検討について		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		バス業界全体として運転手の成り手が不足しており、運転手の賃金の適正化や長時間労働の是正等によりバス業界の魅力を高め、必要な運転手を確保していく必要がある状況にある。事業継続のために、人的資源である運転手を確保しつつ経営状況の改善が求められる厳しい経営環境下において、職員(運転手)の待遇は非常に重要な経営課題となっている。 これまでも雇用形態や年齢といった点からの運転手構成の見直しといった取組を実施しているとのことであるが、経営状況の改善と合わせて、必要な人的資源を確保し、事業の安定的経営を実現するため、今後も継続的に職員(運転手)の労働環境を含めた待遇を検討する取組を推進することが望まれる。		
報告書該当ページ	P.140			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		人材の確保、人件費の抑制、運転士の待遇のバランスを図りながら、今後とも必要に応じて、労働環境を含めた待遇を検討するよう努める。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	交通部(総務企画課・運輸課)		
	小 分 類	4-⑧ 今後の車両更新に向けた積立金について		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		市営バス事業では、会計上の償却期間と実際の使用可能年数が大幅に乖離しているため、経営上、毎年度の損益管理だけでなく、更新投資を見据えた資金残高管理の視点が重要となる。この点、現状多額の現金預金や投資有価証券を保有していること等から、現在は建設改良積立金の積立てはしていないが、物価高騰等の局面においては現状の性能と同等の車両に取り換えるとしても資金が不足する可能性がある。したがって、更新費用を確保するための積立ても今後検討されたい。		
報告書該当ページ	P.141			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		今後10箇年の収支シミュレーションにおいて、車両更新に必要となる内部留保資金や実際の現預金の推移を確認する中で、現在のところ、物価高騰を見据えた場合でも対応可能であることから、建設改良積立金を行っていない。 収支シミュレーションを毎年見直す中で、次年度以降において、内部留保資金のみでは対応できない予測が明確になった場合には、ご指摘の通り、建設改良積立金として対応する予定としている。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(総論)		
	中 分 類	交通部(総務企画課・運輸課)		
	小 分 類	4-⑨ 高槻市営バス経営戦略の適宜更新について		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		財政計画が経営実態と大きく乖離しないようにするため、毎年度の決算が 確定した時点等において、適時に将来収支試算の収支均衡を図るための 検討も実施することが望まれる。		
報告書該当 ページ	P.141			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		現行の「市営バス経営戦略」策定後、毎年度2回開催している「自動車運 送事業審議会」において、前年度決算並びに次年度予算及び、それらを踏 まえた収支均衡を図るための検討を含む、今後10年間の将来収支予測を 資料として提示し、HP等で公開している。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(総論)		
	中 分 類	交通部(総務企画課・運輸課)		
	小 分 類	4-⑩ 高槻市営バス経営戦略における経営指標の見直しについて		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		「市営バス経営戦略」では、10 の個別戦略を設定しており、各個別戦略に対応する経営指標を設定している。 これら経営指標のうち個別戦略⑩の経営指標については、「全収入額に占める広告収入額の割合」を設定している。 経営指標は目標値として設定することで、目標達成に向けた組織のパフォーマンスの動向を把握するという目的があるため、今後、経営戦略を見直す際には、個別戦略⑩の経営指標として、「効率的な経営・収支の改善」について限定的ではなく全体的なパフォーマンスを把握できる指標、例えば、「経常収支比率」を設定するなど、経営課題抽出に適した経営指標を選択することが望まれる。		
報告書該当ページ	P.142			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		経営課題抽出に適した経営指標については、「市営バス経営戦略」を改定する中で、必要に応じて検討する。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	交通部(総務企画課・運輸課)		
	小 分 類	4-⑪ 指名競争入札における5者以上の指名について		
所管部課		交通部 総務企画課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		市営バス事業における令和4年度の委託契約について確認したところ、入札参加者の指名が5者を下回る状況となっていたものがあつた。高槻市自動車運送事業契約規程第11条において、指名競争入札の入札参加者の指名をなるべく5者以上と設定されたのは、指名競争入札に係る競争性や公平性の確保を意図して定められたものと考えられることから、今後も5者を下回る状況が続くようであれば、指名競争入札に限定せずに、一般競争入札や随意契約(プロポーザル方式を含む。)等、契約方法のありかたを幅広く検討されたい。		
報告書該当 ページ	P.143			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に 記載してください		指名競争入札は、特段の事情がない限り、規程通り「なるべく5者以上」の参加者によって執行しているが、特定の案件にて、5者を下回る状況が続くようであれば、必要に応じて、契約方法の見直しも含めた検討を行う。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	交通部(総務企画課・運輸課)		
	小 分 類	4-⑫ 車両点検整備等における受託事業者の確保について		
所管部課		交通部 運輸課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		車両点検整備及び整備管理者補助業務委託について、全国的な整備士の数が減少してきており、入札に参加できる業者が限られてきている。入札にあたり、参加する業者は整備士を一定数確保する必要があるが、仮に無理をして確保したとしても、結果として落札できない可能性もあるため、無理に入札に参加するメリットが少なく、指名を辞退する傾向にある。市営バス事業において自前での整備士を育成、確保することは現実的ではなく、持続的・安定的に市営バス事業を行うためには、本業務に係る委託業者を持続的に確保することが重要である。これまでのように一律で指名競争入札で委託業者を選定することが難しい状況となってきたため、次回の契約先選定にあたっては、業務の特殊性や状況の変化に柔軟に対応するため、随意契約等を含めた契約方法の多様化を図ることが望まれる。		
報告書該当ページ	P.143			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		全国的な整備士の数が減ってきており、車両点検整備及び整備管理者補助業務委託を受託できる業者が少なくなってきたことを鑑み、安定的に長期間、契約を締結できるよう、次期契約更新時には随意契約による契約先選定を検討する。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年4月1日		